

和寒町省エネルギー促進支援事業を延長します

町では、地球温暖化に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減とクリーンなエネルギーの導入促進を図ることを目的に和寒町省エネルギー促進支援事業を実施してきました。地球環境にやさしいまちづくりの推進に向け、木質バイオマス燃料ストーブ設置事業内容を拡大し平成24年度までの2年間延長します。

【平成20年度～平成22年度の実績】

省エネルギー促進支援事業については、町民の皆さんのエコへの関心が高く、太陽光発電システム設置などで高い実績となっており、今後も省エネに対する意識を高めるため助成を継続します。

実績は下記のとおりです。

| 項 目 | H21 | H22 | 合計 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| 住宅用太陽光発電システム設置事業 | 33件 | 9件 | 42件 |
| 木質バイオマス燃料ストーブ設置事業 | 0件 | 1件 | 0件 |
| 省エネルギー住宅改修事業 | 3件 | 66件 | 69件 |

【平成23年度からの改正点】

木質バイオマス燃料ストーブ設置事業

対 象 者：一般住宅（店舗との兼用住宅も含む）を削除し、対象範囲を拡大します。

助成金額：1世帯2台までを対象として、1台につき上限15万円とします。

1. 住宅用太陽光発電システム設置事業

| | |
|-------------|---|
| 対 象 者 | 次の要件を全て満たすかたが対象となります。 町内に住所を有し居住する個人（転入予定者も含みます） 一般住宅（店舗等との兼用住宅も含みます）に太陽光発電システムを設置するかた 電力会社と電灯契約を締結するかた 本人、同居の家族全員が公租公課を完納しているかた 借家に設置する場合は、所有者の承諾を受けているかた |
| 対象経費 | 次の要件を全て満たすシステムが対象となります。 中古品でないこと 国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程による対象システムの基準に適合していること |
| 助成金額 | 1kw当たり3万円（上限は5kwで15万円） 国の助成制度「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」との併用も可能です。 |
| 助成期間 | ①平成24年度までの2年間 |
| 補助金申請に必要な書類 | 補助金交付申請書 公租公課納入状況調査承諾書 収支予算書 設置に係る見積書又は契約書の写し 太陽光システムの最大出力値・形状・規格・構造等が確認できるもの 住宅の所有を確認できる書類 住宅の位置図 工事承諾書（借家の場合のみ） |
| そ の 他 | 助成を受けたかたには、運転状況などのデータ（12ヶ月分）を町に提供していただきます。このデータを集約して、広報誌や町のホームページなどで公表し、太陽光発電システムの普及啓発を図ります。（個人を特定する情報は公表しません。） |

2. 木質バイオマス燃料ストーブ設置事業

| | |
|-------------|--|
| 対象者 | 次の要件を全て満たすかたが対象となります。 町内に住所を有し居住する個人（転入予定者も含みます） 木質ブリケットストーブ又は木質ペレットストーブを設置するかた 本人、同居の家族全員が公租公課を完納しているかた 借家に設置する場合は、所有者の承諾を受けているかた |
| 対象経費 | 次の要件を全て満たす木質バイオマスストーブが対象となります。 中古品でないこと 木質ブリケットストーブまたは木質ペレットストーブであること 運送料、設置工事費及び付属品の費用は除きます |
| 助成金額 | 木質バイオマス燃料ストーブの本体価格（税抜）の2分の1以内 1世帯につき2台まで、助成金の上限は1台につき15万円 |
| 助成期間 | ①平成24年度までの2年間 |
| 補助金申請に必要な書類 | 補助金交付申請書 設置に係る見積書の写し 公租公課納入状況調査承諾書 工事承諾書（借家の場合のみ） |
| その他 | 助成を受けたかたには、利用状況などのデータ（設置年度及び翌年度の2年分）を町に提供していただきます。このデータを集約して、広報誌や町のホームページなどで公表し、普及啓発を図ります。（個人を特定する情報は公表しません。） |

3. 省エネルギー住宅改修事業

| | |
|-------------|---|
| 対象者 | 次の要件を全て満たすかたが対象となります。 町内に住所を有し居住する個人（転入予定者も含みます） 一般住宅（店舗等との兼用住宅も含みます）の建築年数が補助金交付申請時で10年以上経過しているかた 本人、同居の家族全員が公租公課を完納しているかた 借家に設置する場合は、所有者の承諾を受けているかた |
| 対象経費 | 次の要件を全て満たす工事が対象です。 次のアの工事、またはアの工事と併せて行うイからエの工事が対象です ア 窓の断熱改修工事 イ 床の断熱改修工事 ウ 壁の断熱改修工事 エ 天井の断熱改修工事 改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること 産業廃棄物処理費や家電製品・家具などの購入費は除きます |
| 助成金額 | 補助対象経費の2分の1以内（上限は15万円） |
| 助成期間 | ①平成24年度までの2年間 |
| 補助金申請に必要な書類 | 補助金交付申請書 公租公課納入状況調査承諾書 補助対象経費の見積書又は契約書の写し 図面（位置図、配置図、平面図、改修図） 住宅の所有を確認できる書類 工事承諾書（借家の場合のみ） |

補助金申請手続き

申請書の様式は、総務課まちづくり推進係でお受け取りください。町のホームページからもダウンロードできます。和寒町ホームページ <http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>

詳細については、総務課まちづくり推進係（TEL32-2421）へお問い合わせください。